

広島県告示第五百四十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県東部建設事務所において、平成三十年七月十九日までの間、縦覧に供する。

平成三十年七月五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

路線名	供用を開始する区間	供用を開始する日
県道後山公園洗谷線	福山市沼隈町大字能登原字鱒掛山二五二番一〇地 先から 福山市沼隈町大字能登原字鱒掛山二五二番一〇地 先まで	平成三〇年七月五日